

市町村老人クラブ指導者研修事業実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人島根県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）が実施する市町村老人クラブ指導者研修事業についてはこの要領によるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、単位老人クラブのリーダーに対して研修を行うことにより老人クラブの充実・発展に期することを目的とする。

(対象クラブ)

第3条 本事業の対象とする老人クラブの組織は、市町村老人クラブ連合会（以下「市町村老連」という。）とする。

(対象事業)

第4条 本事業の対象となる研修会は、市町村老連が企画・実施するものであり、下記の項目を満たすものとする。

- (1) 研修対象は原則として、単位老人クラブにおけるリーダーとする。なお、実質的に老人クラブの指導・援助にあたっている者を加えても差し支えない。
- (2) 研修内容は社会情勢や老人クラブの動向等を勘案するとともに、地域特性に配慮したものとする。また、会員加入促進につながる内容となるよう配慮する。

(助成対象経費および助成額)

第5条 本事業の助成対象となる経費は、第4条に係る研修会の開催に係る経費とし、助成対象経費及び助成額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 本事業の助成金の交付を受けようとする市町村老連は、助成金交付申請書（様式第1号）を本会に提出する。

2 本会は、市町村老連から申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定の通知を行う。

(本会の支援)

第7条 本会は、第5条の助成による支援のほか、必要に応じ、指導者研修への指導者派遣及び企画運営についての相談に応じる。

(変更承認申請)

第8条 実施にあたり、定員数の増減により規模の変更がある場合には、助成金変更承認申

請書（様式第3号）を本会に提出し、本会より助成金変更承認書（様式第4号）による承認を受けなければならない。

（実施報告）

第8条 交付決定の通知を受けた市町村老連は、事業終了後すみやかに、実施報告書（様式第5号）ならびに助成金請求書（様式第6号）を本会に提出する。

（助成金の交付）

第9条 本会は、市町村老連から実績報告書ならびに助成金請求書を受理したときは、内容を精査のうえ、すみやかに市町村老連に助成金を交付する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 市町村老人クラブ指導者研修事業実施要領（平成27年4月1日最終改訂）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

別表1（第5条関係） 助成対象経費

対象経費		説明
講師謝金		講師、助言者、事例発表者等に対する謝金
旅費	講師旅費	講師、助言者、事例発表者等の旅費
	役職員等旅費	役職員、その他の者に係る旅費
印刷製本費		研修資料の作成費、印刷製本費
会場費		会場および会場設備等使用に要する費用
消耗品費		研修に要する文房具等の購入費用
通信運搬費		郵券、電話等連絡のための費用
会議費		研修会当日及び研修企画打合せ会等に要する茶菓・弁当等の費用
雑費		研修に要する費用のうち上記にあてはまらない費用

別表2（第5条関係） 助成額

助成基準額 (A)	規模別助成金額 (B)		
	規模	研修参加者数	規模別助成額
1 市町村老連あたり 13,000 円	A	～ 50 人	10,000 円
	B	51 人～ 75 人	20,000 円
	C	76 人～100 人	30,000 円
	D	101 人～125 人	40,000 円
	E	126 人～150 人	50,000 円
	F	151 人～175 人	60,000 円
	G	176 人～200 人	70,000 円
	H	201 人～229 人	80,000 円
	I	230 人～	90,000 円

1 市町村老連に対する助成額は上記 (A) および (B) の合計額とする。